平成２２年（フ）第４６９０号
大阪府豊中市庄内栄町３丁目９番８号
債務者　小林　陽子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６９８号
大阪市住之江区御崎１丁目１番21―503号
債務者　中野さつき
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７０１号
大阪府高槻市須賀町33番12号
債務者　新井博美こと　金　　博美
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７０２号
大阪府豊中市北条町３丁目12番43―107号
債務者　檜垣　弘子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７０５号
大阪府豊中市新千里南町１丁目１番Ａ１―1316号
債務者　石田　千治
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３８号
堺市北区新金岡町３丁６番２号　フローレスニシノ102号
債務者　名村　秀彦
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９１号
大阪府松原市高見の里５丁目507番地の１２―211号
債務者　上利ひとみ
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４９１号
堺市南区竹城台２丁１番27―407号
債務者　前久保光弘
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４９９号
大阪府高石市取石７丁目12番３―403号
債務者　幕内　みか
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５２７号
堺市東区西野361番地１　北野田マンション巽Ｂ―406号
債務者　丸山　真弓
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５４５号
大阪府河内長野市旭ケ丘32番17号
債務者　橋本　君則
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７０３号
大阪府松原市天美北３丁目２番７―206号
債務者　河野　一夫
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７６９号
大阪府河内長野市小塩町308番地の１　エスポワールⅡＢ棟101号、前住所大阪府河内長野市美加の台１丁目40番１―618号
債務者　妙中かよ子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７７２号
堺市西区平岡町339番地３
債務者　Ｃａｒ　ｓｈｏｐ　ＲＯＳＥＯこと　梶谷　昌彦
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７７７号
堺市中区土師町３丁27番34―４号
債務者　吉川千津子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７８２号
堺市西区津久野町１丁８番６―201号
債務者　松尾さより
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３９号
長崎県長崎市立山１丁目２番23号　諏訪ハウス201号
債務者　佐藤　　綾
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係